

令和3年12月17日

各 位

株式会社秋田デイックライト

秋田県知事による営業停止処分のご通知とお詫びについて

このたび、秋田県（北秋田地域振興局）が発注した県道大館能代空港西線の北秋田市坊沢工事において、弊社元社員が公契約関係競売等妨害容疑で起訴され、9月27日に有罪判決を受けその刑が確定しました。このため、秋田県より建設業者等の不正行為等に対する監督処分として営業停止処分を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

弊社では、今般の処分を厳粛に受け止め深く反省し、お客様や社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、二度と同様の事象を起こさないようにコンプライアンス経営を厳格にしていける所存でありますので、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう伏しお願い申し上げます。

記

**1. 営業停止期間**

令和3年12月18日から令和4年2月15日までの60日間

**2. 停止を命じられました営業の範囲**

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

注1) 建設業に関する営業については別表の範囲。

注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

以 上

## 別 表

一 営業停止期間中は行えない行為
1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為
二 営業停止期間中でも行える行為
1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事等の施工
3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
6 請負代金等の請求、受領、支払い等
7 企業運営上必要な資金の借入れ等